⑵　請求に係る紛争解決手続における申立人及び相手方の氏名、名称又は商号その他当該紛争解決手続を特定するに足りる事項
⑶　手続実施記録の謄本若しくは抄本若しくは記載事項証明書又は和解書の写しの謄本のいずれを請求するかの別
⑷　抄本又は記載事項証明書の交付の請求である場合には、謄写又は証明を申請する範囲又は事項

2　当事者であった者が、規則第96条第４項に基づき手続実施記録の記載事項証明書の交付を請求するには、書面により以下の事項を明らかにして紛争受付課に対して行わなければならない。
⑴　前項第１号及び第２項に掲げる事項
⑵　規則第96条第４項に基づく記載事項証明書の交付請求である旨
⑶　訴えを提起している場合にあっては、当該訴えに係る継続裁判所、事件番号及び事件名

3　第31条第２項の規定は、前２項の場合に準用する。この場合において、第31条第２項に「苦情処理手続記録」とあるのは、「手続実施記録」と読み替える。

（書留郵便に準じる信書便）

第49条　規則第97条第１項に定める書留郵便に準じる信書便の役務は、受取人（受取人に代わりこれを受領できる者を含む。）による受領を確認するものであり、かつ以下の各号に掲げる事項を記録し確認できるものとする。
⑴　当該信書便の引受日及び引受事務を担当した信書便事業者の営業所の名称
⑵　当該信書便の受取人への配送を担当する信書便事業者の営業所への到着日及び営業所の名称
⑶　当該信書便の受取人による受領の日時及び受領者名

（紛争解決手続で成立した和解の履行）

第50条　貸金業相談・紛争解決センターは、規則第98条第２項に定める申し出（本条において「申し出」という。）を受けたときには、以下に掲げる事項につき記録を作成し、５年間保存しなければならない。
⑴　申し出に係る紛争解決手続の事件番号その他の紛争解決手続を特定する事項
⑵　申し出をした者及び当該申し出に係る協会員等の氏名、名称又は商号
⑶　申し出の年月日及びその内容
⑷　調査を実施した場合にはその旨及びその方法
⑸　調査の結果
⑹　勧告を行った場合にはその旨及びその内容
⑺　勧告に対する協会員等の報告内容

2　前項の記録は、何人に対しても閲覧若しくは謄写をさせてはならず又はその取り寄せ若しくはその内容の照会に応じてはならない。但し、委員等が紛争解決等業務を処理するために必要な範囲で行う場合及び貸金業法第41条の58第１項の検査に応ずる場合にはこの限りでない。

第６章　協力の要請

（協力要請記録書）

第51条　規則第100条第４項に定める協力要請記録書の様式は、別紙様式第10号のとおりとする。

（協力要請対応記録）

第52条　規則第103条に従い協力要請への対応の記録を作成する場合には、第２項各号に掲げる事項を記載した調書を作成するとともに、これと一体をなすものとして、当事者が提出した協力要請書、回答書その他の当事者の要請、主張又は意見を記載した書面を体系的に編綴する方法によるものとする。

2　規則第103条により細則で定める事項は、以下に掲げる事項とする。
⑴　規則第100条第３項各号に掲げる事項
⑵　苦情の相手方が貸金業者である場合には、その登録番号
⑶　要請への対応の経緯
⑷　要請への対応の結果
⑸　規則第101条第２項に定める通報を行った場合には通報を行った行政庁又は捜査機関の名称、その内容及び年月日
⑹　指定紛争解決機関等を紹介した場合にはその旨及びその機関の商号又は名称

第７章　相談

（相談申出書）

第53条　規則第107条第１項に定める相談申出書の様式は、別紙様式第11号のとおりとし、同条第２項に定める相談記録書の様式は、別紙様式第12号のとおりとする。

2　規則第107条第２項の細則で定める事項は、別紙様式第12号に掲げられた事項とする。

（相談対応記録）

第54条　規則第110条に従い相談対応記録を作成する場合には、相談申出書又は相談記録書及び相談対応の経過及び結果を記載した書面を体系的に編綴する方法によるものとする。

第８章　負担金、手数料及び費用

（負担金）

第55条　規則第112条第１項に規定する負担金の額は、次に掲げるところによる。

協会員	年額０円
非協会員	年額50,000円

2　前項の規定にかかわらず、初回負担金（協会が手続実施基本契約を承諾したときに当該加入貸金業者が支払うべき負担金をいう。第８条及び本条において同じ。）は、初回負担金計算期間（協会が手続実施基本契約の締結を承諾した当日を第１日目として同日から起算して１年以内に到来する９月末日までの期間をいう。）に応じ、次のとおりとする。

協会員		０円
非協会員	初回負担金計算期間が６か月以下である場合	25,000円
	初回負担金計算期間が６か月を超える場合	50,000円

3　手続実施基本契約の申込人は、協会が手続実施基本契約の締結を承諾したときには直ちに、協会に対し、初回負担金を支払わなければならない。この場合、当該加入貸金業者が、協会に対し、規則第32条第２項に定めるところにより初回負担金相当額を納付している場合には、当該納付された初回負担金相当額は、当然に当該加入貸金業者の支払うべき初回負担金に充当されるものとする。

4　初回負担金が、当該加入貸金業者が納付した初回負担金相当額を超えるときは、当該加入貸金業者は、申込みの承諾の日から１か月以内に、協会に対し、初回負担金と当該初回負担金相当額との差額を協会が指定する金融機関口座に振り込んで支払わなければならない。当該加入貸金業者が納付した初回負担金相当額が初回負担金を超えるときには、協会は、当該加入貸金業者の請求に基づき、遅滞なく当該差額を当該加入貸金業者に対して返金する。この場合、返金に要する費用は、当該加入貸金業者の負担とし、利息は付さないものとする。

5　加入貸金業者は、初回負担金計算期間の満了日及びそれ以降の毎年９月末日までに、10月１日から１年分の負担金を、協会が別途通知する金融機関口座に振り込んで支払わなければならない。

6　加入貸金業者につき、初回負担金計算期間の末日が経過した後、以下の甲欄に掲げる事由が生じた場合には、負担金につき対応する乙欄に定めるところに従い取り扱う。

	甲	乙
⑴	非協会員である加入貸金業者が協会員となった場合	協会員となった日から、同日以降直近で到来する９月末日までの間（但し、１月未満の期間がある場合にはこれを切り捨てる。）に相当する負担金につき、協会員に対して適用されるべき負担金額に従い、月割りにてその額を計算し、支払済みの負担金額との差額がある場合には、当該加入貸金業者の請求によりこれを返還する。但し、利息は付さないものとする。
⑵	協会員である加入貸金業者が非協会員となった場合	協会員でなくなった日から、同日以降直近で到来する９月末日までの間（但し、１月未満の期間がある場合にはこれを切り上げる。）に相当する負担金につき、非